

農業の成長産業化への 反転のシナリオ

滋賀県をケースに

石井良一

Ryoichi Ishii

滋賀大学 社会連携研究センター / 教授

I はじめに

我が国の農業が大きな岐路に立っている。農家数は大きく減少し、基幹的農業従業者数の平均年齢は67歳で、70歳以上の高齢者が中心になっている。経営耕地面積も大きく減少し、耕作放棄地も年々拡大している。このまま推移すれば、国民の食の確保や国土の保全に多大な影響が出ることが予想される。

一方、農業から労働力を吸収し、戦後の成長を支えた製造業もグローバル化の影響や生産性の向上等で国内の生産高、雇用を減少させている。農業は小売業や飲食業、観光業とも関連し、国内の雇用を支える重要な産業である。

本論は、滋賀県をケースに、2015年農林業センサスの分析を通じて、農業の衰退状況を打破し、新たな成長産業へと構造転換を図るためのシナリオを私案として提示するものである。

II 地域の産業構造の急速な変化

1) 大量リタイアする農家¹⁾

農家の廃業が止まらない。図表2に示すように農家数全体では全国で平成7年に435万戸だったのが、平成27年には357万戸と20年間で18%、78万戸の農家が姿を消した。土地持ち非農家、自給的農家を除く販売農家数を見ると、全国では平成7年に265万戸だったのが、平成27年には133戸とほぼ半減した。滋賀県では平成7年の4.3万戸が平成27年には1.9万戸と56%減となった。

販売農家が半減する一方で増加しているのが、自給的農家、土地持ち非農家である。農家数に対する両者の割合は、平成27年で全国では67%、滋

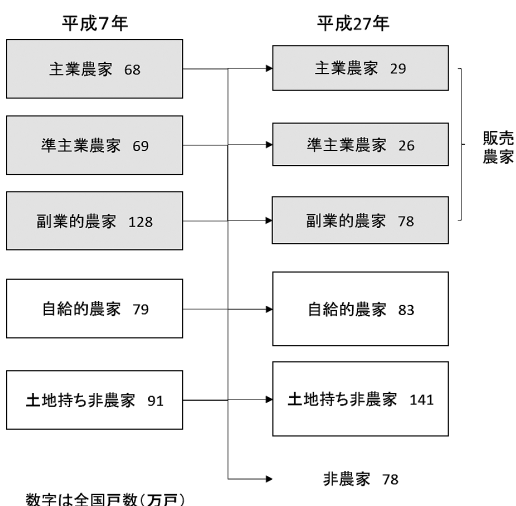
¹⁾ 農林業センサスでは、「世帯ぐるみ」で農業を行う農家単位に把握した「農家数」のほか、会社や農業生産法人といった組織や個人等が行う農業生産活動である農業経営を単位として把握した「農業経営体数」をそれぞれ把握している。農家及び農業経営体の定義については巻末を参照のこと。

賀県では70%に達する。これらの農家は、農業生産活動は行わず、ほとんどの農地は他の担い手に貸して、自らは専ら自家用作物を栽培している農家である。彼らは農村集落や農業基盤の維持管理に一定の貢献はしているとはいえ、もはや産業としての農業を支えるとはいえないだろう。

農家の廃業、経営の縮小は、従事者の高齢化の現状を見ると、今後も継続、むしろ加速していくことが予想される。

2) 高齢化する農家

農家数の減少とともに、その従事者の高齢化が深刻となっている。図表3に示すように販売農家の基幹的農業従業者²⁾は、平成7年からの20年間で全国では256万人から175万人と31%減少し、平均年齢は60歳から67歳に上がっている。滋賀県で

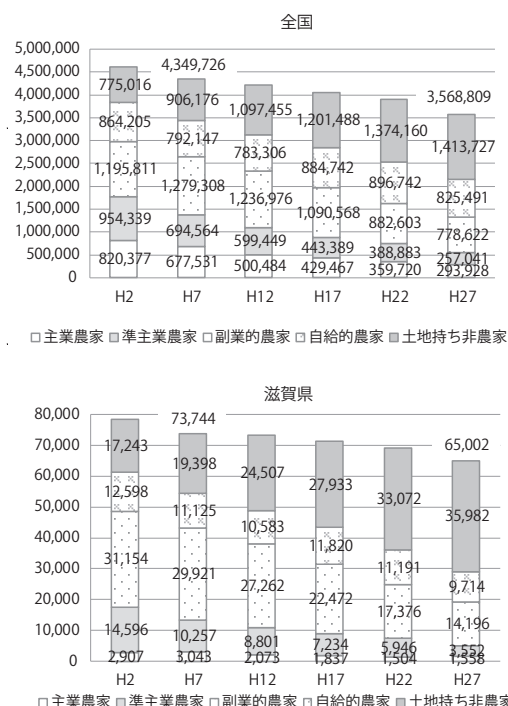


(出所) 各年農林業センサス「農林業経営体調査報告書－総括編－総農家等」より作成

図表1 全国における農家の変化 (平成7年→27年)

は基幹的農業従事者数は平成12年以降横ばいであるが、平均年齢は全国平均より高く68歳である。

高齢化は若い世代が農業に参入してこないことが大きい。戦後の農地改革で自営農になった農家の子ども世代が戦後の農業の発展を牽引し、70代に達した。その子供たちとなる第2世代は農家を継がず、ようやく農業に参入する人が現れるのは定年後の60代で、農業従事者の主体は75歳以上になった。(図表4参照) 家族経営による農業は従事者の点から崩壊の際にある。



(出所) 各年農林業センサス「農林業経営体調査報告書－総括編－総農家等」より作成

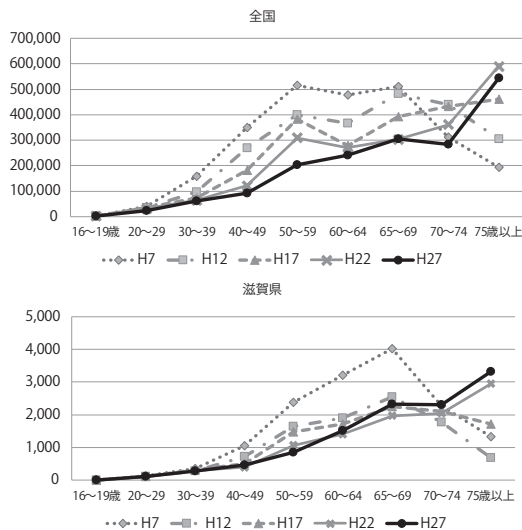
図表2 全国、滋賀県における農家数の推移

2) 農業就業人口とは、15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に農業のみに従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い者をいう。そのうち「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「仕事为主」の者をいう。

図表3 販売農家農業従事者数の推移

	全国					滋賀県				
	農業従事者	増減率 H7=100	基幹的 農業従事者	増減率 H7=100	同左 平均年齢	農業従事者	増減率 H7=100	基幹的 農業従事者	増減率 H7=100	同左 平均年齢
平成2年	8,492	115%	2,927	114%	—	142	115%	13	87%	—
平成7年	7,398	100	2,560	100	59.6	124	100	15	100	63.3
平成17年	5,562	75%	2,241	88%	64.2	94	76%	10	67%	64.9
平成22年	4,536	61%	2,051	80%	66.1	73	59%	10	67%	67.5
平成27年	3,399	46%	1,754	69%	67.0	51	41%	11	73%	68.1

(出所) 各年農林業センサス「農林業経営体調査報告書—総括編—販売農家」より作成



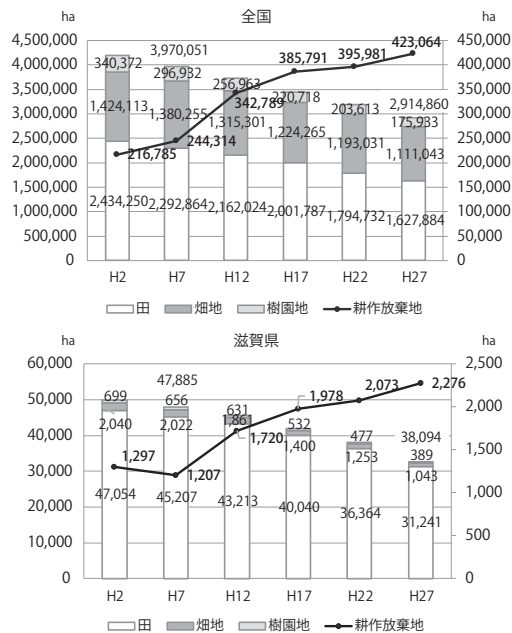
(出所) 各年農林業センサス「農林業経営体調査報告書—総括編—販売農家」より作成

図表4 年齢別基幹的農業従事者数の推移（販売農家）

3) 縮小する農地

農家の廃業、経営の縮小、従事者の高齢化は、経営資源である農地の縮小を招いている。図表5に示すように平成7年からの20年間で、全国では経営耕地面積は397万haから291万haと27%、106万haが失われた。特に田、樹園地の減少が大きい。稲作経営が多い滋賀県では、同期間に4.8万haから3.3万haと32%、1.5万haが失われた。

一方で、さまざまな対策にも関わらず、耕作放棄地の増加が止まらない。耕作放棄地は全国では平成7年からの20年間で、24万haから42万haへ、滋賀県では約1,300haから約2,300haへとほぼ倍増している。42万haは富山県全域にほぼ匹敵する。



(注) 耕作放棄地は総農家

(出所) 各年農林業センサス「農林業経営体調査報告書—総括編—販売農家、総農家等」より作成

図表5 経営耕地面積（販売農家）の減少と耕作放棄地（総農家）の増加

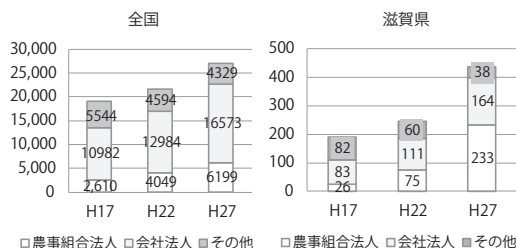
4) 法人経営体の増加

戦後一貫して農業を支えてきた家族経営を主体とする農家の減少の一方で、法人経営体が増加している。法人経営体には、家族経営から法人化したもの、集落営農組織等を基にしたもの、異業種から参入したものに分かれるが、いずれも農家が経営を縮小、土地持ち非農家に移行する中で、

3) 我が国農業の構造改革を加速化させることを目的に、これまで全農家を一律として品目ごとに講じられていた経営安定対策を見直し、担い手（認定農業者（4ha以上、北海道10ha以上）、集落営農組織（20ha以上））を明確化したうえで、その経営の安定を図るもの。平成19年産から実施された。

農家の土地を賃貸し、経営規模を拡大しながら成長をしている。

図表6に示すように農家数に比べればまだ数は少ないが、この10年間に法人経営体は着実に増加している。全国では株式会社、有限会社などの会社法人、滋賀県では農事組合法人が増加している。滋賀県では、集落営農法人からの移行が多いものと推察される。



(出所) 各年農林業センサス「農林業経営体調査報告書－総括編－農業経営体」より作成

図表6 法人経営体の増加

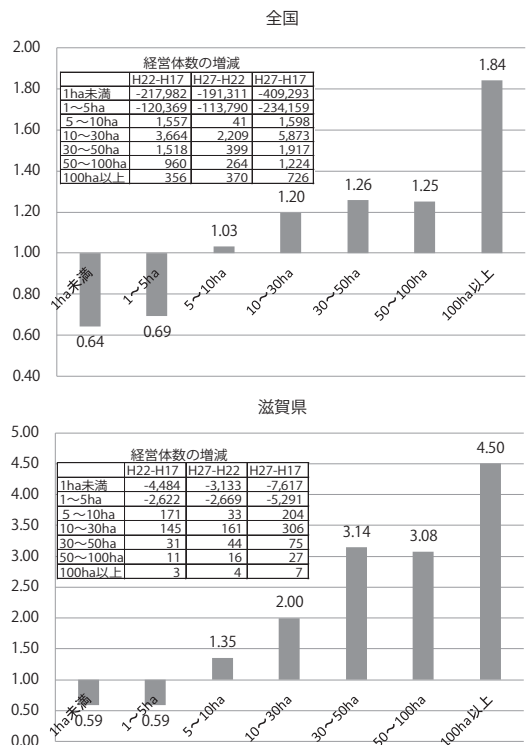
5) 経営規模の拡大

法人経営体の増加とも連動して、経営規模の拡大も進んでいる。図表7に示すように5ha未満の農業経営体が大きく数を減少させているのに対して、10ha以上の農業経営体の増加が著しい。経営規模の拡大は、農家の退出とともに、品目横断的経営安定対策³⁾、自治体レベルにおける「ひと・農地プラン（地域農業マスタープラン）」⁴⁾の策定、「農地中間管理機構」⁵⁾による農地流動化の促進などの政策的な効果も大きい。

図表8に示すように規模の大きな経営体への農地の集積も進んでいる。10ha以上の経営体への集積割合は、全国では平成17年の34%から平成27年には46%に、滋賀県では17%から41%になった。

4) 集落、地域で話し合って策定された5年後、10年後の集落の担い手と農地の利用方法を定めた未来の設計図。

5) 耕作者がいない農地の所有者などから農地を借り受けて再生・整備し、経営規模拡大を目指す農業者にまとめて貸し出す組織。農地の「中間的受け皿」の役割を担うもので、農地バンクともいう。平成26年度に全都道府県に設置された。



(出所) 各年農林業センサス「農林業経営体調査報告書－総括編－農業経営体」より作成

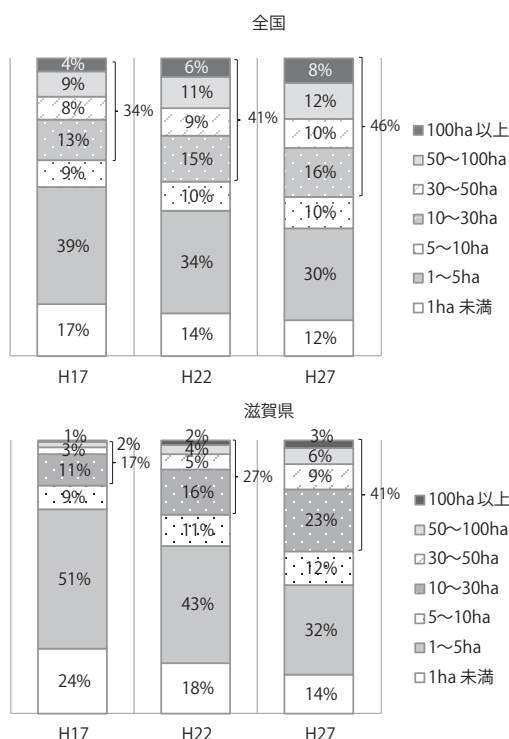
図表7 農業経営体の大規模化の進展
(H17年→27年経営体数の増加割合)

6) 地域の産業構造の急速な変化

戦後これまでわが国の地域経済はものづくり製造業が牽引してきた。しかしながら、近年、国内事業所を縮小、再編する動きや、生産性向上の取組みが顕著となり、就業者数の減少が著しい。

図表9に示すようにものづくり製造業の就業者数は、平成7年に全就業者数の17%、1,120万人から、平成27年には14%、800万人と320万人減少した。この時期、農業も含めた食料産業⁶⁾（農業、食品製造業、食品卸売・小売業、飲食・宿泊業）も

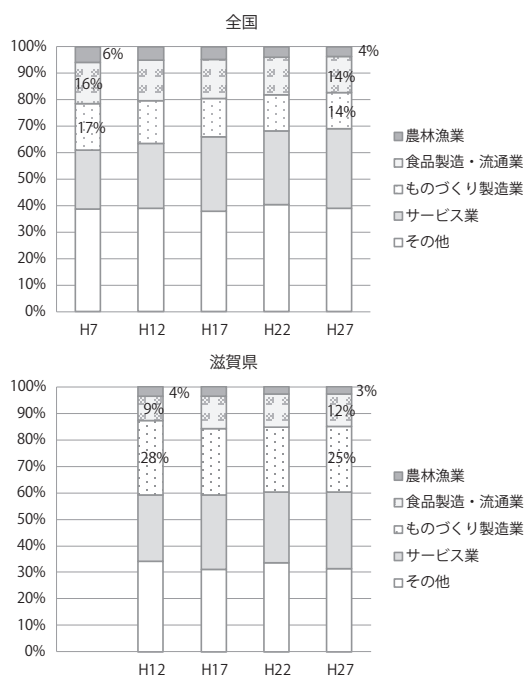
6) 農林水産省では、「農業・食料関連産業の経済計算」において、農業、林業（きのこ類やぐり等の特用林産物に限る）、漁業、食品工業、資材供給産業、関連投資（農業機械、漁船、食料品加工機械等の生産や農林漁業関連の公共事業等の投資）、飲食店、これらに関連する流通業を包括した産業と定義。



(出所) 各年農林業センサス「農林業経営体調査報告書－総括編－農業経営体」より作成

図表8 経営規模別経営面積の推移

1,380万人から1,020万人と360万人減少したが、依然、全就業者数の19%ともものづくり製造業を凌いでいる。滋賀県においては、平成27年でもものづくり製造業は全就業者数の25%を占めるのに対し、食料産業は15%にとどまっている。しかしながら、今後ともものづくり製造業の就業者数の減少が予想される中で、地域の雇用を支える産業として、食料産業の維持、強化がますます重要になると考えられる。



(注) 食品製造・流通業には、食品製造業、食品卸売・小売業、飲食宿泊業を含めた。

(出所) 国勢調査、商業統計調査、工業統計調査に基づき推計

図表9 業種別就業者数割合の推移

Ⅲ 農業の成長産業化への反転のシナリオ ー滋賀県をケースにー

前節では、家族農業の衰退、法人経営体の増加、大規模化の進展、産業構造の変化を述べたが、このままでは農業の衰退に拍車がかかるだけである。いかに農業を含めた食料産業を地域経済の基幹産業として成長させていくか、滋賀県をケースに反転のシナリオを論述することとする。

1) 環境変化に対応した農業経営の選択

アメリカの突然の交渉離脱によって漂流していたTPP(環太平洋パートナーシップ協定)が、平成29年11月10日に11カ国において大筋合意に達した。コメの最大の輸入国であるアメリカとは今後2国間交渉を進めることとなる。既に政府ではこうした動きも想定し、農業保険制度の導入や飼料米や野菜等への転作助成などの環境整備を進め、平成30年度産米から直接支払交付金を廃止することとしている。今後、生産者は自由に生産を行うことが可能となる。

農業経営体は自らの意思としてどのような戦略で経営を行うべきか検討を迫られる。県や市としてもどのような方向に誘導して、地域産業の強化を図るかを考えないといけない。

2) 農業成長産業化への反転のシナリオ

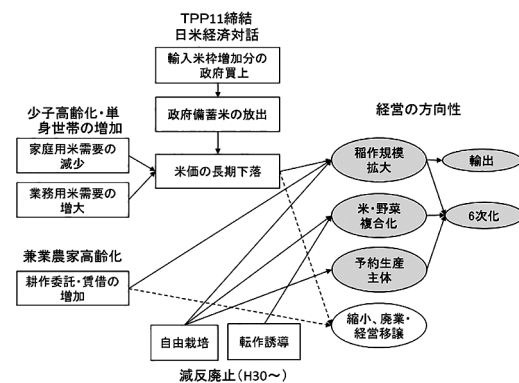
①農業ではなく食料産業全体の振興を考える

我が国では戦後の農地改革以降長い間、生鮮食品の生産部分を農業として区分し、家族経営を中心に置き、保護政策を続けてきた。農作物を原

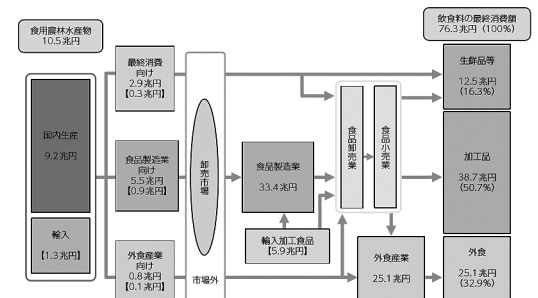
料とする食品加工業、食品流通業、飲食サービス業は民間企業が主体であり、特段の保護政策は講ぜず、企業の自主的経営に任せてきた。その結果、農業政策と商工業政策は対立的な関係になる場合がある。一例をあげると、コメの高価格維持対策により、食品加工業や中食、外食産業は低廉な価格のコメの調達に長年苦慮している。

食品産業全体で見ると、平成23年の国内の農業生産は9.2兆円であるが、加工、流通を通じて、消費者による最終消費は76.3兆円となっている。今後、輸出の拡大も念頭に、食料産業を地域経済の中核的な産業として成長させるためには、食料産業全体の最適化をどうするかを考え、適切な農業経営、政策支援を行う必要がある。

こうした観点でいうと、行政における農政部門と商工部門の連携を密にする必要がある。中央省庁には農林水産省(平成28年度職員数21,149人)と経済産業省(7,668人)⁷⁾がある。国の体制を受けて、自治体の多くも農林水産部門と商工部門に組織が分かれており、自治体全体の職員数は、平



図表10 環境変化に対応した経営の方向性



資料：農林水産省「平成23年(2011年) 農林業及び関連産業を中心とした産業連関表」を基に作成

(出所) 農林水産省「平成27年度農林水産白書」

図表11 食料産業の構造

7) 職員数は、「一般職国家公務員有職状況統計表(H28.7)」に基づく。農林水産省には林野庁、水産庁を含み、経済産業省には資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁を含む。

成28年度で農林水産部門80,770人、商工部門29,704人⁸⁾となっている。

農林水産物の輸出や6次産業化は、農林水産省が所管しており各種補助金も出しているために、自治体において農林水産部門が担当する。自治体の農林水産部門の職員は、技術専門職として採用される者も多く、他部門との転出入は少ない。補助金の執行支援などでJAや小規模農家との付き合いが多く、地域経済界との接点はほとんどない。輸出や6次産業化の推進にあたっては、輸出商社や物流事業者、食品加工メーカー、スーパーや百貨店等との連携が欠かせないが、日常的なつきあいはほとんどない。同じ庁内でありながら、商工部門の職員とのつきあいが希薄なため相談もできない状況である。

それを解消すべく、商工部長を農政部長にするなどの部門トップの人事交流をする場合も見られるが、多くの職員には届かない。いくつかの自治体では組織を一つにすることを始めている。都道府県レベルでは、静岡県が経済産業部で両部門を所管している。そこは、管理局、産業革新局、就業支援局、商工業局、農業局、森林・林業局、水産業局を有する。このうち産業革新局では、農産物、食品、工業製品の分け隔てなく、輸出、6次産業化、ブランド化を担当している。

現在、滋賀県庁においては商工観光労働部と農政水産部に、ほとんどの市町では商工課と農林課に分かれている。農業の成長産業化に向けて、その統合を検討する時期に来ている。

また、地域の商工会議所も積極的に農業経営者を会員にリクルートし、日常的な付き合いを密にすることが望まれる。

②法人を主体とした大規模農業生産へのシフト

滋賀県においては、農業経営体の経営耕地面積の96%が田であり、農業経営体の88%が稲をメインとした単一経営である。従って、農業成長産業化のシナリオは、稲作経営体が今後どのようになるかが鍵を握る。

図表12 滋賀県における農業経営体生産形態

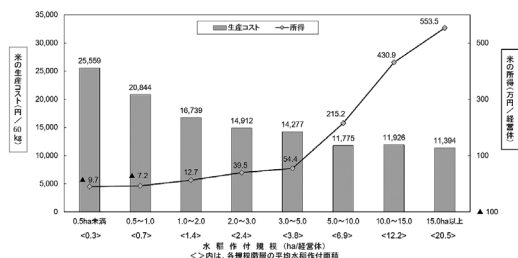
	販売の あった 経営体数	単一経営 経営体数			複合経営 経営体数
		小計	稲作	その他	
平成22年	23727	21269	20284	985	2458
割合	100	90%	85%	4%	10%
平成27年	18,760	16,448	15,498	950	2,312
割合	100	88%	83%	5%	12%
増減率	79%	77%	76%	96%	94%

(出所) 各年農林業センサス「農林業経営体調査報告書－総括編－農業経営体」より作成

図表13に示すように、コメは作付規模が大きくなるほど生産コストは低下し、所得は増加する。コメの売渡価格は概ね12,000円であるので、交付金がなければ5ha未満の生産者は赤字となる。図表14に示すように、滋賀県の場合、農業経営体の92%が経営面積5ha未満で、販売金額は300万円以下が多く、ほとんどが農業以外の収入で生計を維持していると推察される。平均推計販売金額は、30～50haで2,623万円、50～100haで4,317万円となり、法人として就業者を雇用した経営となる。

折しも平成30年産米から、コメの直接支払い交付金(7,500円/反)が廃止される。今後は、5～30haの経営体は、自ら大規模化を進めるか、もしくは経営に目途が立たない場合は大規模経営体に事業承継をしていくべきと考える。

8) 総務省「平成28年地方公共団体定員管理調査結果」



(出所) 財務省財政制度分科会(平成29年10月17日開催) 資料

図表13 コメの面積規模別生産コストと所得(全国平均)

図表14 滋賀県における経営規模別販売金額、耕地面積(平成27年)

経営規模	経営体数	300万円未満	300～500万円	500～1000万円	1000～3000万円	3,000～1億円	1億円以上	平均推計販売金額(万円)	経営耕地面積(ha)	平均耕地面積(ha)
1ha未満	10,857	10,640	64	58	50	27	18	104	6,351	0.6
1～5ha	7,771	7,158	263	161	147	33	9	194	14,416	1.9
5～10ha	789	273	243	183	67	19	4	718	5,457	6.9
10～30ha	612	54	61	213	254	26	4	1,270	10,237	16.7
30～50ha	110	1	3	7	59	37	3	2,623	4,142	37.7
50～100ha	40	0	0	2	8	30	0	4,317	2,582	64.6
100ha以上	9	1	0	0	1	2	5	11,765	1,279	142.1
計	20,188	18,127	634	624	586	174	43	233	44,464	2.2

(注) 平均推計販売金額は推計

(出所) 2015年農林業センサス「農林業経営体調査報告書－総括編－農業経営体」から作成

実際に、滋賀県においても、図表15に示すように、稲作を基本に耕地面積100ha以上の大規模経営を行う法人が増えている。彼らのほぼ共通する特徴は、①早生から晩生まで多様な水稻品種を栽培し長期にわたって作業、②自社精米施設を保有し、有機、低農薬などの特徴を備えた自社ブランド米を直売、③業務用米⁹⁾が主力、④広大な耕地を管理するためにITを活用、⑤大型農機を導入、などである。

⁹⁾ 中食、外食向けの米。消費者向けの主食用米と対比される。

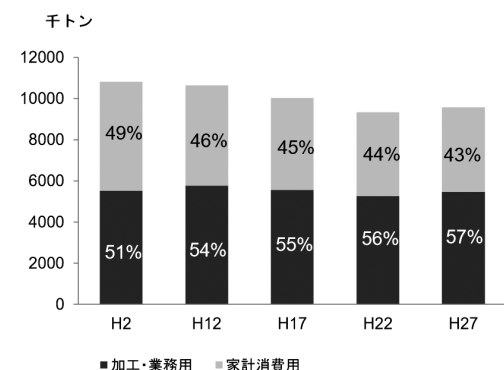
図表15 滋賀県における主な大規模農業法人

名称	規模	米ブランド・販路
(株)グリーンちゅうず(野洲市)	水稻 127ha、麦 48ha、大豆 51ha、野菜(キャベツ等) 2ha	個人向け米:コシヒカリなど 業務用米:みつひかり(牛井チェーン)など JA 出荷1割
(有)フクラファーム(彦根市)	水稻 157ha、麦 7ha、大豆 2ha、野菜 5ha(キャベツ、ニンジン、スイカ等)、果樹 1ha(梨、ブルーベリー等)	個人向け米:JAS有機コシヒカリ、ミルキーQueen、低農薬キヌヒカリ 業務用米:夢おうみ酒米 JA 出荷なし
(株)イカリファーム(近江八幡市)	水稻 56ha、麦 45ha、大豆 60ha キャベツ 2ha(麦の裏作) その他作業受託 100ha	個人向け米:コシヒカリ、ミルキーQueenなど 業務用米:しきゆたか(外食向け) JA 出荷なし
(有)もりかわ農場(長浜市)	水稻 65ha、麦、大豆など 25ha その他作業受託 7ha プロックロー	個人向け米:JAS有機コシヒカリ、低農薬コシヒカリなど 業務用米:同上(ホテル、旅館向け) 酒米(酒造向け) JA 出荷なし

(出所) 各社インタビューに基づく。数値は当時、現在とは異なる。

③業務用野菜生産の拡大

上述の大規模農業法人の多くは、米や麦の裏作として、キャベツなどの野菜を生産している。収入増加、従業員の安定雇用の面からコメの生産に目途がついた時期から栽培を行っている。キャベツは水はけのいい水田の裏作として技術的に生産可能であること、業務用としてカット野菜事業者や外食などに安定的な需要があることがあげられる。野菜については既に家計消費よりも業務用の方が出荷量は大きく、今後も増加していくものと考えられる。



(出所) 農林水産省(平成29年8月)「加工・業務用野菜をめぐる状況」

図表16 野菜の国内仕向け量の推移

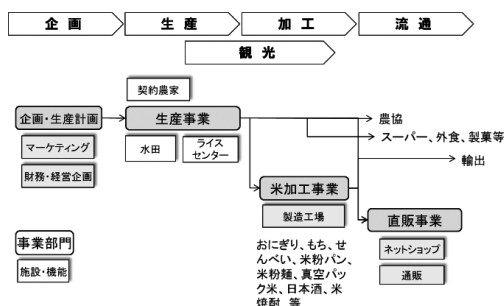
仮に50haの経営体で、早生を生産した田10haについて裏作でキャベツを生産したと仮定しよう。収量5,000kg/反、価格80円/kgとして、農業所得約63千円/反¹⁰⁾が見込まれ、プラスとなる農業所得は10haで630万円となる。

④6次産業化の推進

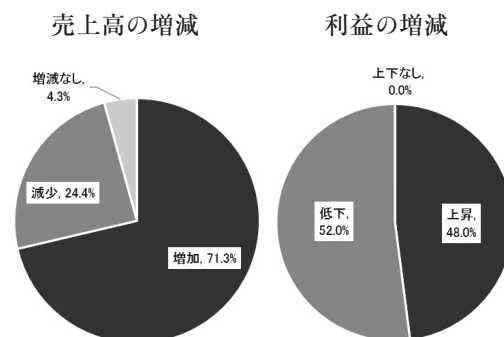
6次産業化とは、農林水産事業者が生産(1次)、加工(2次)、販売(3次)まで一体的に取り組んだり、2次、3次業者と連携して新商品やサービスを生み出したりすることをいう。1、2、3次と掛け合わせることから「6次」と呼んでいる。平成22年12月3日に、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(6次産業化・地産地消法)が公布され、政府の支援が開始された。

コメの場合の6次産業化の可能性は図表17に示す通り限定的ではあるが、耕地の規模拡大を進めつつ、餅、お弁当、惣菜、おかきの製造販売で成長している(株)六星(本社：白山市)のような生産

者もいる。しかしながら、図表18に示すように、売上は上がるものの設備投資や人材確保や経費増もあり、すぐには期待した所得に結びつかない場合も多く、自社の経営資源、連携先を見極めて取り組む必要がある。



図表17 コメの6次産業化の可能性



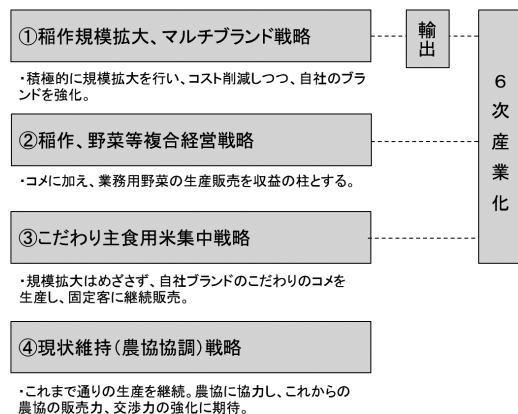
(出所) 農林水産省「六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査の結果(平成28年度)」

図表18 6次産業化による売上、利益の変化

3) めざすべき経営タイプ

稲作を中心とする法人経営体のこれからの経営タイプは図表19のように整理できる。

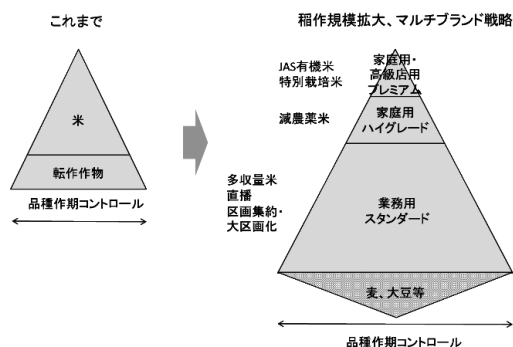
¹⁰⁾ 千葉県(平成28年3月)「水田裏作野菜の栽培技術」に基づく。なお、農業所得には、既存の従業者を活用するものとして労働費は含んでいない。



図表19 稲作を中心とする法人経営体のこれからの経営タイプ

①稲作規模拡大、マルチブランド戦略

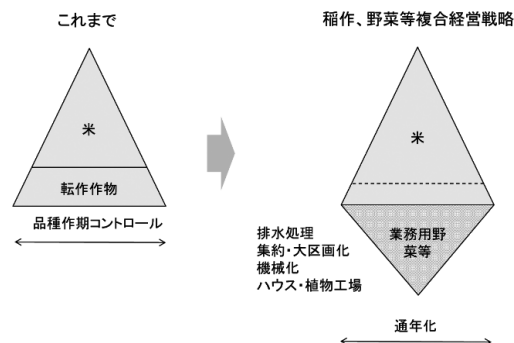
コメを主体に大規模生産を行い、経営安定化を図るものである。コメについては、自社精米工場を有し、消費者向けには有機栽培や特別栽培米などを最上位に複数の自社ブランドを持ちつつ、多くは業務用米として大手米卸や外食などとの契約栽培を行うイメージである。業務用米で培う日本品質・低コスト生産は、将来輸出の可能性をおおいに拓くことになる。



図表20 稲作規模拡大、マルチブランド戦略

②稲作、野菜等複合経営戦略

コメ依存の経営から脱却し、コメの転作、裏作で業務用野菜、麦、大豆などを生産し、バランス経営を図るものである。滋賀県は大消費地に近く、野菜の生産品目としてはキャベツ、白菜、にんじん、トマト、ねぎ、だいこん、たまねぎなどが有望である。野菜生産は多品目ではなく、数品目に特化することが効率的である。



図表21 稲、野菜等複合経営戦略

③こだわり主食用米集中戦略

経営規模の拡大を求めず、こだわりのコメを生産するものである。10～30haの中規模の経営体に適応可能な戦略であるが、安定したリピート顧客の存在が不可欠となる。

東近江市に立地する「ゆきの農園」は、5ha規模で無肥料、無農薬でコメを栽培している。コシヒカリ、ひとめぼれ、ササニシキ、ミルキークイーン、黒米など13種類栽培し、通常の米価格の2倍以上である800円/kgで、すべてネットで販売している。2kgパックにしており、ほとんどが玄米、分づきを希望している。顧客の多くは病気を抱えている方や乳幼児がいる方で、全国に広がっている。

その他、農協が直販ルートの拡大による買取りを増やすなど生産者に多くのメリットを供与することを踏まえて、現状規模でこれまで通り農協出荷を主体とするやり方もある。しかしながら、主食用米の価格の低下は避けられず、見通しは決して明るくない。

滋賀県においては、それぞれの農業経営体において、①、②、③の戦略を検討し、経営の安定化を図ることが農業を成長産業化させる鍵だと考える。

4) 滋賀県における農業成長産業化の試算

滋賀県における農業成長化への反転シナリオを数字でシミュレーションしてみる。

①経営規模別耕地面積の推計

滋賀県においては図表22に示すように、過去10年間、零細経営体の縮小と特に10ha以上の農業経営体の拡大が起きている。この流れは今後5年間でも変わらないと考えられる。

図表23に示すように、平成32年の趨勢的推計としては県全体の耕地面積をほぼ維持し、ほぼ過去のトレンドで推移すると考えた。その結果、10ha以上の農業経営体の耕地面積の割合は56%になる。政策的推計としては、さらに50ha以上の大規模法人経営体の育成を促進するとともに、耕作放棄地を活用し耕地面積を増やすものと考えた。

②県全体の農業粗収益、農業所得¹¹⁾の試算

家族経営体から大規模法人経営体へのシフトの結果、県全体の農業所得の向上は図られるのだろうか。望ましいシナリオを試算してみることとする。

11) 農業粗収益とは農業経営によって得られた総収益額、農業所得は農業粗収益から農業経営費(農業経営に要した一切の経費)を差し引いた額。いずれも農業経営体の経営力を示す。

図表22 滋賀県における経営規模別耕地面積の推移

経営規模	H17		H22		H22/H17 増減率	H27		H27/H22 増減率
	耕地面積 ha	割合	耕地面積 ha	割合		耕地面積 ha	割合	
1ha未満	10,753	24%	8,177	18%	76%	6,351	14%	78%
1～5ha	23,126	51%	19,015	43%	82%	14,416	32%	76%
5～10ha	3,930	9%	5,104	11%	130%	5,457	12%	107%
10～30ha	5088	11%	7460	17%	147%	10237	23%	137%
30～50ha	1252	3%	2446	5%	195%	4142	9%	169%
50～100ha	818	2%	1,580	4%	193%	2,582	6%	163%
100ha以上	296	1%	750	2%	253%	1,279	3%	171%
計	45,263	100%	44,532	100%		44,464	100%	100%

(出所) 各年農林業センサス「農林業経営体調査報告書－総括編－農業経営体」から作成

図表23 滋賀県における経営規模別耕地面積の将来推計(趨勢的、政策的)

経営規模	H27/H22 増減率	H32/H27		H32/H27		H32/H27		H32/H27	
		趨勢的 増減率	耕地面積 ha	割合	政策的 増減率	耕地面積 ha	割合	趨勢的 増減率	耕地面積 ha
1ha未満	78%	70%	4,446	10%	60%	3,811	8%	78%	6,351
1～5ha	76%	70%	10,091	23%	70%	10,091	22%	76%	14,416
5～10ha	107%	100%	5,457	12%	100%	5,457	12%	107%	5,457
10～30ha	137%	120%	12,284	28%	130%	13,308	29%	137%	10,237
30～50ha	169%	150%	6,213	14%	150%	6,213	14%	169%	4,142
50～100ha	163%	160%	4,131	9%	170%	4,389	10%	163%	2,582
100ha以上	171%	160%	2,046	5%	170%	2,174	5%	171%	1,279
計	100%		44,669	100%		45,444	100%		

図表24に示すように、基準年とする平成27年の県全体の推計農業粗収益は1,111億円、農業所得は358億円と推計される。

図表24 滋賀県における経営規模別農業粗収益及び農業所得の現状

経営規模	H27						
	耕地面積 ha	経営体 数	1経営体 当たり耕 地面積 ha	1経営体 当たり農 業粗収益 (千円)	農業粗 収益 (百万 円)	1経営体 当たり農 業所得 (千円)	農業所 得 (百万 円)
1ha未満	6,351	10,857	0.6	1,586	17,219	360	3,909
1～5ha	14,416	7,771	1.9	5,498	42,725	2,209	17,166
5～10ha	5,457	789	6.9	21,640	17,074	5,186	4,092
10～30ha	10,237	612	17	32,783	20,063	10,008	6,125
30～50ha	4,142	110	38	58,262	6,409	19,709	2,168
50～100ha	2,582	40	65	125,973	5,039	39,176	1,567
100ha以上	1,279	9	142	277,141	2,494	86,187	776
計	44,464	20,188	2		111,023		35,802

(注) 1経営体当たり農業粗収益、農業所得は、10ha未満は農林水産省「H27年経営形態別経営統計(個別経営・近畿)」、10ha以上は農林水産省「経営形態別経営統計(組織経営) 稲作1位経営体」に基づき設定した。
(出所) 2015年農林業センサス「農林業経営体調査報告書－総括編－農業経営体」から作成

ここで、5年後の経営面積別耕地面積が図表23に示すように、趨勢的、政策的な面積になったとする。

ア. 趨勢的シナリオ

趨勢的推計では大規模経営体の増加はあっても1経営体当たり農業粗収益、農業所得の改善はないものとする。この結果、図表25に示すように、農業粗収益は1,049億円、農業所得は332億円に留まり、平成27年度の現状を下回る。

図表25 滋賀県における農業粗収益及び農業所得の趨勢的シナリオの将来推計

経営規模	H32趨勢的						
	耕地面積 ha	1経営体 当たり耕 地面積 ha	経営体 数	1経営体 当たり農 業粗収益 (千円)	農業粗 収益 (百万 円)	1経営体 当たり農 業所得 (千円)	農業所 得 (百万 円)
1ha未満	4,446	0.6	7,600	1,586	12,053	360	2,736
1～5ha	10,091	1.9	5,440	5,498	29,907	2,209	12,016
5～10ha	5,457	6.9	789	21,640	17,074	5,186	4,092
10～30ha	12,284	17	734	32,783	24,076	10,008	7,350
30～50ha	6,213	38	165	58,262	9,613	19,709	3,252
50～100ha	4,131	65	64	125,973	8,062	39,176	2,507
100ha以上	2,046	142	14	277,141	3,991	86,187	1,241
計	44,669		14,806		104,777		33,194

(注) 1経営体当たり耕地面積は平成27年時点と変わらないものとした。

イ. 政策的シナリオ

政策的推計は、平成17年度の水準程度まで耕作放棄地の解消を進めるとともに、10ha以上の農業経営体の育成を促進することを前提としている。

また、現在、政府で進めている「農林水産業・地域の活力創造プラン」の効果が発現するとともに、大規模経営体への支援を手厚くすることにより、10ha以上の経営体については、1経営体当たりの農業粗収益、農業所得とも1割アップになるものと仮定する。

なお、平成22年から平成27年までの農業粗収益、農業所得増減率は、50ha以上の経営面積を

持つ経営体では、それぞれ15%、5%増であり、1割アップは決して実現不可能ではない。

図表26 経営規模別1経営体の農業粗収益及び農業所得の推移

経営規模	H22		H27			
	1経営体 当たり農 業粗収益 (千円)	1経営体 当たり農 業所得 (千円)	1経営体 当たり農 業粗収益 (千円)	H27/H22 増減率	1経営体 当たり農 業所得 (千円)	H27/H22 増減率
10ha未満	13,680	3,629	18,009	132%	3,923	108%
10～20ha	26,816	9,310	25,472	95%	7,183	77%
20ha以上	66,924	23,295	70,876	106%	22,776	98%
20～30ha	39,865	13,890	40,094	101%	12,834	92%
30～50ha	58,720	21,020	58,262	99%	19,709	94%
50ha以上	109,375	37,318	125,973	115%	39,176	105%

(出所) 農林水産省「経営形態別経営統計(組織経営) 稲作1位経営体」

図表27 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の成果目標

項目	成果目標
農業粗収益(収入アップ)に関する事項	・農林水産物・食品輸出額 2019 年1兆円、2030 年に5兆円 ・学校給食での国産農林水産物市等割合 2020 年 80% ・加工・業務用野菜の出荷量 10 年間で5割増加 ・6次産業化市場規模 2020 年 10 兆円
農業所得(上記に加えてコストダウン)に関する事項	・担い手の農地利用率8割 ・担い手の米の生産コスト 2023 年に2011 年全国平均比4割削減

(出所) 農林水産業・地域の活力創造本部(平成28年11月29日改訂)「農林水産業・地域の活力創造プラン」

その結果、図表28に示すように農業粗収益は1,119億円、農業所得は358億円になり、いずれも平成27年の現状を若干ながら上回ることとなる。生産性の向上、経費削減、6次産業化による売上増加などにより更なる増加も期待できよう。

図表28 滋賀県における農業粗収益及び農業所得の政策的シナリオの将来推計

経営規模	耕地面積 ha	1経営体 当たり耕 地面積 ha	経営体 数	H32政策的			
				1経営体 当たり農 業粗収益 (千円)	農業粗 収益 (百万 円)	1経営体 当たり農 業所得 (千円)	農業所 得 (百万 円)
1ha未満	3,176	0.6	5,429	1,586	8,610	360	1,954
1～5ha	10,812	1.9	5,828	5,498	32,044	2,209	12,875
5～10ha	5,730	6.9	828	21,640	17,928	5,186	4,296
10～30ha	13,308	17	796	36,061	28,690	11,009	8,759
30～50ha	6,213	38	165	64,088	10,575	21,680	3,577
50～100ha	4,389	65	68	138,570	9,423	43,094	2,930
100ha以上	2,174	142	15	304,855	4,664	94,806	1,451
計	45,802		13,129		111,933		35,842

(注) 1経営体当たり耕地面積は平成27年時点と変わらないものとした。

おわりに

本論では、農林業センサスを用いて、過去20年間の農業の推移を振り返り、現在は農業衰退の際にあることを示した上で、農業の成長産業化を図るためには大規模な法人経営体の育成を促すことが鍵であり、成長産業化のシナリオを示した。滋賀県をケースにその効果を試算した結果、大規模に家族経営体の廃業が予想される5年後でも十分に現状を上回る農業粗収益と農業所得の達成が可能であることを示した。

農業は食料産業の礎であり、食料産業は今後ものづくり製造業をしのぎ、地域の雇用を支える産業になることが期待される。自治体でも農政と商工労政の枠を超えて、農業の成長産業化に当たってほしい。

参考文献

- 1. 農林水産省(平成27年3月31日)「農業経営の展望」「農業経営モデル及び地域戦略の例示(案)」食料・農業・農村基本計画
- 2. 農林水産省・地域の活力創造本部(平成28年11月29日改訂)「農林水産省・地域の活力創造プラン」

名称	定義
農家	・ 経営耕地面積が10a以上の農業を行う世帯又は過去1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上の規模の農業を行う世帯
販売農家	・ 経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家
主業農家	・ 農業所得が主(農業所得が農外所得以上)で1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	・ 農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	・ 1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家、準主業農家以外の農家)
専業農家	・ 世帯員の中に兼業従事者(調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者)が1人もいない農家
兼業農家	・ 世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	・ 農業所得を主とする兼業農家
第2種兼業農家	・ 農業所得を従とする兼業農家
自給的農家	・ 経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	・ 農家以外で農業を営む事業体であって、調査期日現在の経営耕地面積が10a以上あるもの又は経営耕地がそれ未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あるもの
農業サービス事業体	・ 農業事業体から委託を受けて農作業を行う事業所
土地持ち非農家	・ 農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5a以上保有している者
農業経営体	・ 農産物の生産を行うか又は委託を受けて農業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者。 (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業 (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業 ①露地野菜作付面積15a、②施設野菜栽培面積350㎡、③果樹栽培面積10a、④露地花き栽培面積10a、⑤施設花き栽培面積250㎡、⑥搾乳牛飼養頭数1頭、⑦肥育牛飼養頭数1頭、⑧豚飼養頭数15頭、⑨採卵鶏飼養羽数150羽、⑩ブロイラー年間出荷羽数1,000羽、⑪その他調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 (3) 農作業の受託の事業
家族経営体	・ 1世帯(雇用者の有無は問わない。)で事業を行う者。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法を含む。
組織経営体	・ 世帯で事業を行わない者(家族経営体でない経営体)

A Scenario for Turning Japan's Agriculture into a Growing Industry

A Case Study of Shiga Prefecture

Ryoichi Ishii

This paper will review changes in Japan's agriculture over the past two decades based on statistical data called agricultural census, thereby revealing the decline of the industry. The key to the industry's revitalization is fostering the growth of large-scale corporate agricultural management bodies, and a possible scenario for achieving the goal will be presented. This case study of Shiga Prefecture suggests that the scenario can be effective enough to generate more agricultural income and gross income than the current figures over the next five years when family businesses are expected to be no longer operating on a large scale.

